

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例について  
相模原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 4 月 30 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例

相模原市介護保険条例(平成 12 年相模原市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「26, 100 円」を「20, 900 円」に改め、同条第 3 項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「26, 100 円」を「20, 900 円」に、「38, 300 円」を「34, 800 円」に改める。

附則中第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納付義務者に対する保険料の減免の特例)

第 5 条 市長は、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の影響により次の各号のいずれかの要件に該当するに至った納付義務者に対して、規則で定めるところにより、保険料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより死亡し、又は重篤な傷病を負ったとき。
- (2) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が減少した場合であって、必要があると認められるとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条の規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 改正後の附則第5条の規定は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、普通徴収の方法によって徴収する納期又は特別徴収の方法によって徴収する日が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にあるもの(令和元年度分にあっては、当該保険料のうち令和2年1月以前分に相当する額を除く。)の減額又は免除について適用する。

#### 提案の理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(令和2年政令第98号)による介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の改正に伴う介護保険の保険料の減額賦課に係る規定の改正及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納付義務者に対する介護保険の保険料の減額又は免除の特例に係る規定の追加をいたしたく提案するものである。

## 議案第70号関係資料

### 相模原市介護保険条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

##### (1) 介護保険の保険料の減額賦課に係る規定の改正(第8条関係)

保険料率区分が第1段階及び第2段階である第1号被保険者に係る令和2年度における保険料率を減額するもの

| 保険料率区分 | 対象者                                              | 現行             |          | 減額後            |          |
|--------|--------------------------------------------------|----------------|----------|----------------|----------|
|        |                                                  | 保険料基準額に対する負担割合 | 保険料率(年額) | 保険料基準額に対する負担割合 | 保険料率(年額) |
| 第1段階   | 生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税である老齢福祉年金受給者及び年金収入等が80万円以下の者等 | 0.375          | 26,100円  | 0.3            | 20,900円  |
| 第2段階   | 世帯全員が市民税非課税である年金収入等が80万円超120万円以下の者等              | 0.55           | 38,300円  | 0.5            | 34,800円  |

##### (2) 介護保険の保険料の減額又は免除の特例に係る規定の追加(附則第5条関係)

新型コロナウイルス感染症の影響により次のいずれかに該当するに至った納付義務者に対し、保険料の減額又は免除をすることができることとするもの

ア 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下「生計維持者」という。)が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより死亡し、又は重篤な傷病を負ったとき。

イ 生計維持者の収入が減少した場合であって、必要があると認められるとき。

#### 2 施行期日等

##### (1) 施行期日

公布の日

**(2) 経過措置**

- ア 1(1)に係る規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例によることとするもの
- イ 1(2)に係る規定は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、普通徴収による納期又は特別徴収による徴収日が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にあるもの(令和元年度分にあつては、当該保険料のうち令和2年1月以前分に相当する額を除く。)の減額又は免除について適用することとするもの

令和 2 年度相模原市一般会計補正予算(第 2 号)

令和 2 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 3 0 8 , 3 1 6 , 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ 7 8 , 1 5 3 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 8 6 , 4 6 9 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 4 月 3 0 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款        | 項          | 補正前の額       | 補 正 額      | 計           |
|----------|------------|-------------|------------|-------------|
|          |            | 千円          | 千円         | 千円          |
| 55 国庫支出金 |            | 61,808,775  | 73,597,790 | 135,406,565 |
|          | 5 国庫負担金    | 55,252,258  | 10,959     | 55,263,217  |
|          | 10 国庫補助金   | 5,869,530   | 73,586,831 | 79,456,361  |
| 75 繰入金   |            | 6,647,368   | 505,210    | 7,152,578   |
|          | 10 基金繰入金   | 6,587,395   | 505,210    | 7,092,605   |
| 85 諸収入   |            | 13,410,456  | 4,050,000  | 17,460,456  |
|          | 15 貸付金元利収入 | 9,462,463   | 4,050,000  | 13,512,463  |
| 歳 入      | 合 計        | 308,316,000 | 78,153,000 | 386,469,000 |

# 歳 出

| 款         | 項        | 補正前の額       | 補 正 額      | 計           |
|-----------|----------|-------------|------------|-------------|
|           |          | 千円          | 千円         | 千円          |
| 10 総務費    |          | 23,965,426  | 201,672    | 24,167,098  |
|           | 5 総務管理費  | 13,534,077  | 194,951    | 13,729,028  |
|           | 13 市民生活費 | 7,125,976   | 6,721      | 7,132,697   |
| 15 民生費    |          | 130,635,583 | 1,084,696  | 131,720,279 |
|           | 5 社会福祉費  | 50,136,719  | 2,818      | 50,139,537  |
|           | 10 児童福祉費 | 55,398,646  | 1,067,266  | 56,465,912  |
|           | 15 生活保護費 | 24,082,580  | 14,612     | 24,097,192  |
| 20 衛生費    |          | 27,564,296  | 2,066      | 27,566,362  |
|           | 5 保健衛生費  | 14,157,634  | 2,000      | 14,159,634  |
|           | 15 環境保全費 | 601,069     | 66         | 601,135     |
| 25 労働費    |          | 627,528     | 2,703      | 630,231     |
|           | 5 労働諸費   | 627,528     | 2,703      | 630,231     |
| 30 農林水産業費 |          | 793,641     | 3,577      | 797,218     |
|           | 5 農業費    | 660,286     | 3,577      | 663,863     |
| 35 商工費    |          | 11,217,522  | 76,800,592 | 88,018,114  |
|           | 5 商工費    | 11,217,522  | 76,800,592 | 88,018,114  |
| 40 土木費    |          | 24,704,773  | 11,998     | 24,716,771  |
|           | 15 都市計画費 | 12,317,351  | 3,389      | 12,320,740  |
|           | 20 公園費   | 2,160,953   | 8,609      | 2,169,562   |
| 50 教育費    |          | 49,295,112  | 45,696     | 49,340,808  |
|           | 10 小学校費  | 22,944,864  | 9,397      | 22,954,261  |
|           | 15 中学校費  | 13,881,720  | 6,317      | 13,888,037  |
|           | 25 市民体育費 | 1,734,193   | 29,982     | 1,764,175   |
| 歳 出       | 合 計      | 308,316,000 | 78,153,000 | 386,469,000 |